

平成22年11月30日

返還金回収強化策の概要等について

- 1 平成22年度返還金回収強化策 (1/4)
- 2 平成22年度返還金回収強化策 (2/4)
- 3 平成22年度返還金回収強化策 (3/4)
- 4 平成22年度返還金回収強化策 (4/4)
- 5 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後 (1/3)
- 6 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後 (2/3)
- 7 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後 (3/3)
- 8 回収委託の実施
- 9 法的処理の実施
- 10 機構業務の最適化に向けて（計画実施中）

1 平成22年度 返還金回収強化策(1/4)

日本学生支援機構では、平成22年度に以下の回収強化策を実施する。

1. 大学等とのコミュニケーションの強化による回収強化策

- ① 大学等の教職員に対する返還金回収方策等についての広報・周知を図る。
- ② 大学等に、返還促進に向けた取組に関するインセンティブを付与するため、平成22年度の在学採用にかかる学校別内示数について、引き続き延滞率（延滞者の割合）の比重を重視した配分を行う。
- ③ 大学等における奨学生への返還指導を促すため、学校毎の延滞率を公表することについて検討する。

2. 在学中の学生等に係る回収強化策

- ① 採用時に奨学生採用説明会を実施して返還意識の徹底を図り、直ちに返還誓約書を提出させるとともに、大学等における返還誓約書の提出状況の管理を徹底する。
- ② 適格認定時の奨学金の返還制度及び重要性に係る内容のビデオ作成を検討する。
- ③ 大学等で実施する奨学金継続願・適格認定手続き時における返還意識の徹底と厳格な実施及び奨学生の収入支出状況の確認及び必要により、引き続き低い貸与月額への変更指導を要請する。
- ④ リレー口座の登録時期の早期化と住民票提出の徹底を図る。
- ⑤ 特に新規に10月から返還を開始する者の初回振替不能を防止するため、返還開始等の周知の徹底を図る。
- ⑥ 奨学生・返還関係者と機構の間でのコミュニケーション強化のためチャンネルの多元化及びコンテンツの充実を図る。

2 平成22年度 返還金回収強化策(2/4)

3. 返還中の者に係る回収強化策

(1) 初期延滞債権

- ① 人的保証選択者については、振替不能1回目から3回目までの者に対して、本人、連帯保証人、保証人に対する督促を、通知及び督促架電により効果的に実施する。機関保証選択者についても、延滞3ヶ月までの者に対して、通知又は架電を効果的に実施する。
- ② 延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの回収委託を実施する。回収委託期間が満了後、なお延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満である者については、引き続き回収を委託する。
※
なお、人的保証で口座振替によることができない者については、2ヶ月ごとに本人、連帯保証人及び保証人に順次請求書を送付し、また請求の都度、督促架電を行う。さらに、本人、連帯保証人及び保証人への請求書送付及び督促架電を実施して、なお返還しない者に対する回収委託を検討する。
- ③ 振替不能3回目の者に対しては、次回の振替が不能となった場合には 文書を送付し、回収委託対象となること（原則として文書に委託会社名を記載※）及び延滞情報が個人信用情報機関に登録されることを更に強く警告し、早期の延滞解消を図る。

(2) 中長期延滞債権

- ① 中長期延滞債権（延滞9ヶ月以上8年未満）に対して、21年度中に回収委託を実施した債権について、22年度中に委託期間が満了する際に、それまで委託していたもの、及び委託されていなかったものを精査し、あらためて回収委託を実施する。
- ② 平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間（最終年度平成23年度）で半減することを目指し、延滞4年以上8年未満については、上記①に先立って回収委託を実施する。
- ③ 機関保証選択者に対しては、(1)①を行ったうえで代位弁済適用条件が整ったものについては、保証機関に対して代位弁済請求を確実に実施する。

3 平成22年度 返還金回収強化策(3/4)

(3) 法的処理

「平成22年度法的処理実施計画」に従い、時効中断の推進、法的措置の早期化及び強制執行手続きの確実に行う。

(4) 分割返還

- ① 法的処理後の分割返還及び和解による分割返還の管理、督促等を適切に行う。
- ② 分割返還マニュアルに基づいた分割返還の管理を徹底する。
- ③ 分割返還者を対象として、延滞解消により口座振替が再開できるようになるまでの間の入金状況管理、督促等業務について、外部委託を検討する。

(5) その他の施策等

- ① 口座変更及び入金確認の迅速化を図る。
- ② 電話番号データクリーニング及び転居先電話番号等調査を試行的に実施する。
- ③ 奨学事務センターを新たに設置し、文書返戻に対する住所調査及び新住所登録の早期化を図る。
- ④ 延滞者の延滞事由・属性情報の調査を継続する。
- ⑤ 減額返還制度を導入する。
- ⑥ 返還猶予事務の取扱いに当たっては、各月末処理残の削減に努めることとし、「返還期限猶予事務処理マニュアル」の改正を含めて対応策を検討する。
- ⑦ コールセンターによるサービス向上に努めるとともに、応答率の改善を図る。
- ⑧ 個人信用情報機関への登録について、通知文や督促架電を活用して予告を実施し、延滞の防止を図る。また、延滞状況に応じた登録を適正に実施する。
- ⑨ 回収効果等改善策を踏まえた回収委託業者との会議を定期的実施する。

4 平成22年度 返還金回収強化策(4/4)

(6) 代位弁済請求基準の見直し

代位弁済については、保証機関との間で代位弁済基準について、細部の確定を行うための協議を継続する。

(7) 債権の償却基準の見直し

関係省庁と協議を行ないながら、債権の償却基準において新たな償却要件を検討する。

(8) 返還促進策等検証委員会

返還促進策の効果等を検証しつつ、中期計画に記載した総回収率に係る数値目標達成の可能性等を審議するため、引き続き外部有識者を含む委員会を開催する。

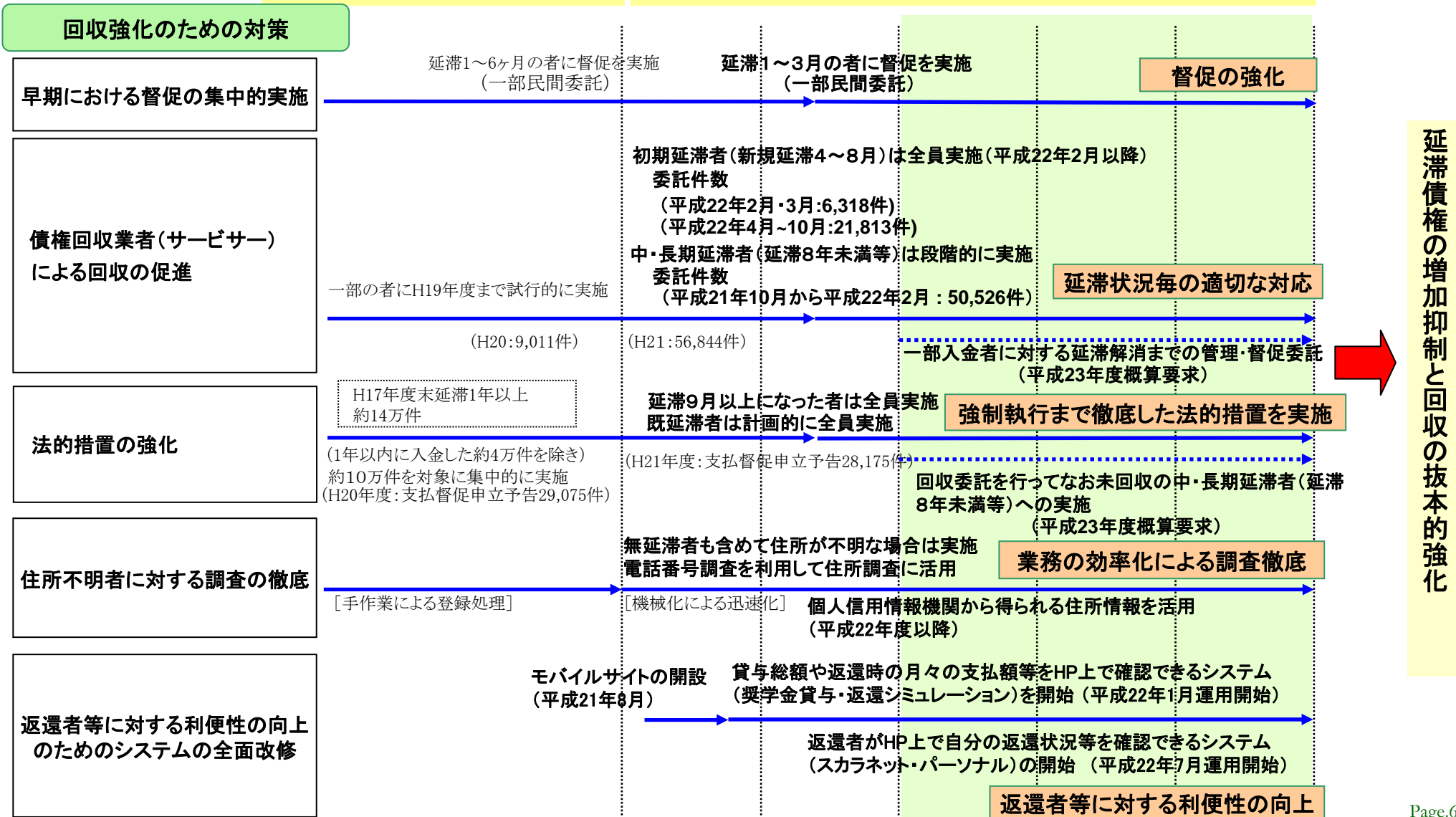
(9) 機関保証制度検証委員会

平成18年12月24日行政改革推進本部決定を受け、機関保証の妥当性を検証するため、引き続き外部有識者を含む検証委員会を開催する。

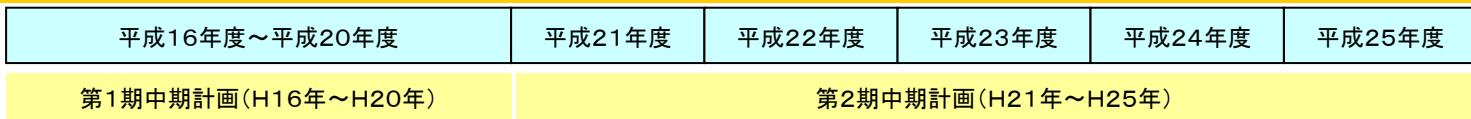
※ 現在未実施であり、引き続き検討中。

5 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(1/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年～H20年)		第2期中期計画(H21年～H25年)			



6 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(2/3)



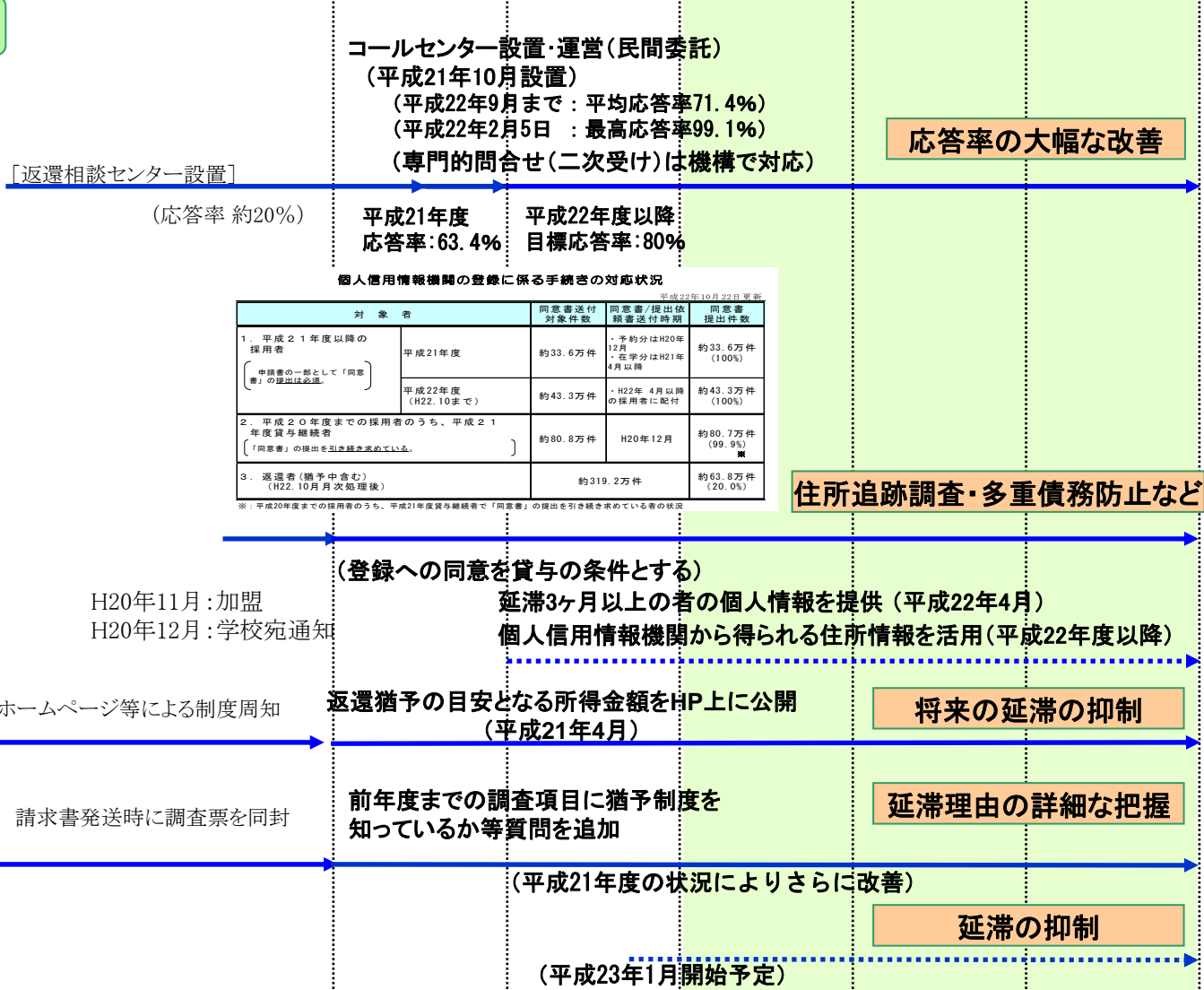
延滞債権増加抑制のための対策

コールセンターの設置・運営

個人信用情報機関の活用

返還猶予制度の周知

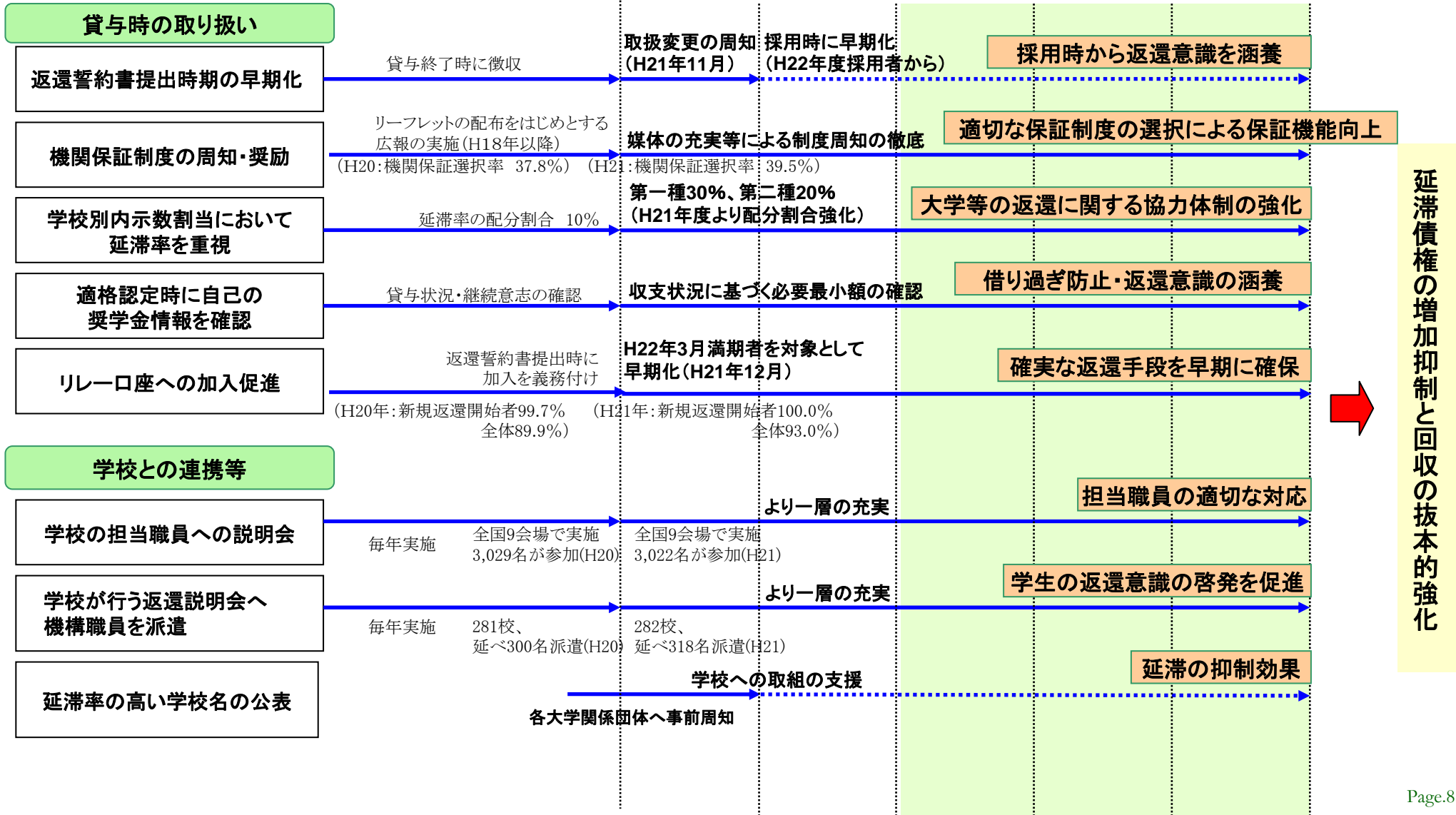
減額返還制度の運用開始



延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化

7 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(3/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年～H20年)		第2期中期計画(H21年～H25年)			



8 回収委託の実施

平成17年度から債権回収の委託を試験的に実施し、回収の効果について、費用対効果の調査・分析を踏まえ、順次、委託件数を拡大した。

(単位:件、千円)

区分	実施時期	対象	委託件数	請求金額	回収件数①	回収金額	猶予取次件数②	合計(①+②)
平成17年度	平成17年11月 ～平成18年1月	・延滞2年以上3年未満で入金履歴がない者	556	201,225	273	74,706	72	345
					(49.1%)	(37.1%)	(12.9%)	(62.1%)
平成18年度	平成18年11月 ～平成19年1月	・延滞1年以上2年未満で入金履歴がない者 ・延滞8年以上15年未満で入金履歴がない者 ・延滞8年以上9年未満で過去1年以上2年未満に入金があった者 ・延滞8年以上9年未満で過去2年以上3年未満に入金があった者及び延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金がない者	4,011	3,000,231	1,172	155,323	85	1,257
					(29.2%)	(5.2%)	(2.1%)	(31.3%)
	平成19年2月	・延滞2年以上3年未満で入金履歴がない者 ・延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金のない者 ・延滞4年以上8年未満で入金履歴のない者に対しても追加実施した。	3,026	1,436,840	445	63,657	44	489
					(14.7%)	(4.4%)	(1.5%)	(16.2%)
平成19年度	平成19年12月 ～平成20年2月	・延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者	8,231	1,382,317	1,814	222,042	823	2,637
					(22.0%)	(16.1%)	(10.0%)	(32.0%)
平成20年度	平成20年12月 ～平成21年2月	・延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者	9,011	1,472,002	4,219	350,009	104	4,323
					(46.8%)	(23.8%)	(1.2%)	(48.0%)
平成21年度	平成21年10月 ～平成22年3月	・延滞4年以上3年未満の者	27,484	5,410,715	14,295	1,496,260	2,363	16,658
					(52.0%)	(27.7%)	(8.6%)	(60.6%)
	平成21年11月 ～平成23年2月 ※2	・延滞3年以上8年未満の者	23,042	14,329,577	4,009	526,701	212	4,221
					(17.4%)	(3.7%)	(0.9%)	(18.3%)
	平成22年2月・3月 ～7月・8月 ※2	・振替不能4回目以降の者	6,318	347,730	1,422	76,900	77	1,499
							(22.5%)	(22.1%)

※1 括弧内の割合は、委託件数、請求金額に対するそれぞれの割合である。

※2 平成21年度中の回収状況である。

9 法的処理の実施

- 1年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求の手続きの徹底を図るため、平成17年度末における延滞1年以上の者14万人のうち、1年以内に入金のあった者や自己破産等の債務整理中の者を除いた約10万件を法的処理の対象とし、3年間(平成19年度～平成21年度)で集中的に実施した。

(平成18年度～平成21年度実施分)

(単位:件数)

区分	支払督促申立 予告	支払督促申立	異議申立	仮宣申立	強制執行 予告	強制執行 申立
平成18年度支払督促申立予告	10,498	1,181	499	426	23	—
平成19年度支払督促申立予告	35,165	2,857	1,407	785	23	1
平成20年度支払督促申立予告	29,075	2,173	1,504	867	853	19
平成21年度支払督促申立予告	28,175	7,713	4,233	2,061	1,436	123
合 計	102,913	13,924	7,643	4,139	2,335	143

(注)1.上表の数値は各年度末の状況である。

2.当該年度の法的処理件数には、過年度に前段階の法的処理を実施した者を含む。

10 機構業務の最適化に向けて（計画実施中）

奨学金業務・システム最適化計画の概要

- ・「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。
- ・対象業務によって扱われる情報は、奨学金事業の施策立案や、奨学金事業運営のため、高度利用を図る。
- ・最新の情報技術を活用した利便性の高い情報システムに刷新し、併せてシステム経費を削減する。

奨学金業務・システム最適化の基本理念

最適化により
得られる
主な効果(例)

業務共通改善要件

奨学業務要件

返還業務要件

奨学金業務・システム最適化計画のスケジュール(概要)

平成20年3月
・「業務・システム最適化計画」策定

平成21年9月
・「奨学金業務システムの全体基本計画」策定

平成22年1月～
・システム開発着手

平成22年7月～
・WEBによる個人への情報提供(マイページの開設)開始

平成23年3月末
・システム開発完了

平成23年4月～
・検証テスト(並行ランテスト)実施
・データ分析ツール等、一部機能の稼働開始

平成23年度
・検証テストの結果確認後、順次本稼働開始

奨学生／返還者からの申請手続きの電子化

(住所変更手続、繰上返還申請、奨学金返還期限猶予願、繰上返還申込書等)

奨学生／返還者へのサービス向上、学校担当者からの各種申請手続き削減に伴う機構職員の作業省力化
奨学生／返還者からの各種申請問合せ対応削減に伴う機構職員の作業省力化
ペーパレス化による印刷・送付コストの削減

奨学生／返還者に対する各種通知のメール配信

(振込予定日通知、振替日通知、口座振替不能通知等)

奨学生・返還者へのサービス向上、口座入金等の失念防止及び返還意識の向上による奨学金の回収促進

スカラネット(学校担当者向け)上で在学猶予の短縮登録を行なえる機能の実現

(上級校での奨学金貸与有無に関わらず、在学猶予短縮が可能)

身分終了となった奨学生の返還者への移行漏れ防止による奨学金の回収促進
身分終了時の下級校奨学金有無チェックに伴う機構職員の作業省力化

スカラネット(学校担当者向け)上で最新の学種情報が参照できる機能の実現

奨学生への異動データ代行入力削減に伴う機構職員の作業省力化
学校担当者に必要な情報を提供することによるサービス向上
ペーパレス化による印刷・送付コストの削減

多様な返還方法の実現

(減額返還への対応、返還期間の期限の延長(20年→30年))

返還者が返しやすい返還計画とすることによる奨学金の回収促進

法的措置により和解決した際にその内容で返還計画を登録可能とする

和解不履行者に対する督促等のフォローを迅速に行えることで奨学金の回収促進を図る
法的処理結果に従った返還計画をシステムで管理することで機構職員の作業省力化を図る

柔軟性の高い高度なデータ分析ツールの導入

(目的別資料や依頼資料を集約データ(統計DB)として作成可能とする)

集約データ(統計DB)を分析・解析し各種の傾向を把握することで奨学金事業のサービス向上を図る
集約データ(統計DB)上の定型業務目的別のデータを管理することで機構職員の作業省力化を図る

システムの刷新

現行機能の見直しや端末操作性のきめ細やかな改善等による業務の生産性の向上
ホストコンピュータからオープンシステムへの移行により運用コストを削減
アプリケーション構造の見直しにより制度変更時のタイムリーな業務改善対応の実現
バッチ処理高速化機能(データベースインメモリ化)実装によるバッチ処理の時間短縮
オンライン業務時間延長によるサービスの向上

① サービス向上

奨学生、返還者、
学校担当者への
サービス向上

② 効率化

機構職員の
作業省力化

③ 回収促進

奨学金の
回収促進

④ 経費削減

システム経費の
削減

最適化効果